平成 22 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省)

制度名	小規模企業共済制度の加入対象者の拡大
税目	所得税(所得税法第 75 条第 2 項第 1 号、所得税法施行令第 72 条第 2 項第 3 号及び第 82 条の 2 第 2 項第 3 号)相続税法施行令第 1 条の 3 第 6 号
要	家族一体で事業が行われることの多い個人事業の実態を踏まえ、小規模企業共済制度を改正し、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者を始めとする「共同経営者」まで加入対象者を拡大する。 新規加入対象者である「共同経営者」の掛金についても、小規模企
望	業共済等掛金の対象とするとともに、「共同経営者」が受け取る共済 金等を退職所得控除の適用対象となる退職手当等とみなす一時金及び 公的年金等控除の適用対象となる公的年金等の対象として取り扱う。
Ø	
内	40.6 億円
容	減収見込額 (-)

_	
	(1) 政策目的
	小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る制度である。小規模企業共済制度の加入対象者を拡大することで、家族一体で事業が行われることの多い個人事業の実態を踏まえ、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者の将来への安心を確保することを目的としている。
	(2) 体等の必要性
新	(2) 施策の必要性 近年、小規模企業者の七割を占める個人事業主の数は、減少の一途
設	をたどっている。このような中で、金融危機に伴う実体経済の悪化に より、個人事業主は、特に厳しい状況に直面しており、政府として、 緊急の対応として、小規模企業の資金繰り支援や雇用対策といったセ
拡	ーフティネットの整備に注力してきた。こうした対策に加え、個人事 業主の安心を強める制度を拡充することも極めて緊急性の高い課題で ある。
充	このため、家族一体で事業が行われることの多い個人事業の実態を
又	踏まえ、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者を始めとする 「共同経営者」も小規模企業共済制度の加入対象者とすることで、個
は	人事業主に加えてその共同経営者が安心して事業に注力できる環境を 整備する。
延	また、加入対象者の拡大と併せて、共済加入者である後継者に対する事業系数のの任利財務制度を創設することにより、事業系数の円
長	る事業承継資金の低利融資制度を創設することにより、事業承継の円 滑化を図る。
を	なお、個人事業主の「共同経営者」まで加入対象者を拡大すること を盛り込んだ小規模企業共済法の一部を改正する法律案については、
必	平成 21 年 6 月 30 日に閣議決定し、前通常国会に提出している。また、「経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日閣議決
要	た、「経済財政改革の基本方針 2009 (千成 21 年 6 月 23 日閣議次 定) 」において、「『小規模企業共済制度』を拡充する。」と記載さ れている。
٢	
す	(3) 要望の措置の妥当性
る 理 由	小規模企業共済制度は、任意加入ではあるが、満期に伴う共済金の 支払、法人成りに伴う廃業や役員の任意退職の場合等に共済金の支払 を行わず、社会保険的な色彩が強いことから、掛金や共済金等に対し て、所得控除(小規模企業共済等掛金控除、退職所得控除及び公的年 金等控除)が認められている。
	新規加入対象者である個人事業主の「共同経営者」についても、その共済事由は、個人事業主と同様、「廃業」及び「老齢(65 才以上)」とすることとしており、「共同経営者」の掛金及び共済金等について、個人事業主と同様に所得控除の適用を認めることは妥当である。
	参考 「共同経営者」の廃業
	個人事業主の廃業に伴い「共同経営者」でなくなる場合、 死亡、疾病等により「共同経営者」でなくなる場合、
	がし、沃納寺により、共向経営有」でなくなる場合、 を「廃業」と認定。
今 回 の 系における 要 位置付け	、 4.中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
要望に関連する事項	経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る。 【指標】小規模企業共済制度の加入目標件数中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の第2期中期計

		画(平成 21 年度~25 年度、独立行政法人通則法第 30 条に基づく計 画。)において、中期目標期間中の加入目標件数を 30 万 4 千件と設 定。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	所得税法本則による措置。
	同上の期間中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ。
	当該要望項目 以外の税制上 の 支 援 措 置	
	予算上の措置 等の要求内 容及び金額	小規模企業共済制度の事務経費としての中小機構に対する運営費交付金(平成 22 年度要求額:44.6 億円)
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	小規模企業共済制度に係る共済金等については、共済契約者の掛金 を原資としており、国からの補助金はない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政 策 の 達成状況	昭和 40 年の制度創設以来、加入者総数は 320 万人に上り、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時のの生活資金や事業再建資金の確保に大きな役割を果たしてきた。 参考 共済金等の支給総額 平成 16 年度:5,302 億円 平成 17 年度:5,472 億円 平成 18 年度:5,644 億円 平成 19 年度:5,865 億円 平成 20 年度:6,428 億円
	租税特別措置 の 適 用 実 績	過去 5 年間の在籍者数、掛金納付総額、所得控除総額 平成 16 年度:1,263,727 人、4,985 億円、229,218 百万円 平成 17 年度:1,256,743 人、5,044 億円、239,048 百万円 平成 18 年度:1,249,740 人、5,110 億円、240,083 百万円 平成 19 年度:1,242,691 人、5,189 億円、238,347 百万円 平成 20 年度:1,226,324 人、5,213 億円、 -
		定拠出年金の掛金に対する所得控除額等を含む。(出典:「申告 所得税標本調査結果」(国税庁))
	租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	中小機構の第 1 期中期計画(平成 16 年 7 月~21 年 3 月)において、中期目標期間中に 37 万 6 千件以上の加入を目標としていたところ、実績は 41 万 9 千件となっており、政策目標は達成できていると評価される。
		平成 16 年度: 61,579 件(計画対象期間が7月以降のため、4~6月を除く。) 平成 17 年度: 91,052 件 平成 18 年度: 92,961 件 平成 19 年度: 91,730 件 平成 20 年度: 82,093 件
	前回要望時 の達成目標	

前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由		
これまでの 要 望 経 緯	昭和 40 年創設 第二種共済のみ 昭和 42 年改正 第一種共済の創設 昭和 47 年改正 掛金月額の限度額の引上げ(5,000 円 1万円)等 昭和 52 年改正 掛金月額の限度額の引上げ(1万円 3万円)等 昭和 57 年改正 掛金月額の限度額の引上げ(3万円 5万円)等 平成元年改正 掛金月額の限度額の引上げ(5万円 7万円)等 平成 7 年改正 共済金の額の変更、第二種共済の廃止等 平成 10 年改正 共済金の額の変更等	F